

# **第4期海津市障害福祉計画（案）**

平成27年3月

海 津 市



# 目 次

## 第 1 章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画の期間	2
4	計画の視点	3
5	サービス確保の基本的な指針	5

## 第 2 章 海津市の現状

1	人口の推移	7
2	障がいのある人の現状	8
3	障害福祉サービスの提供状況	14
4	障がいのある児童への支援	21
5	地域生活支援事業の提供状況	23

## 第 3 章 平成 29 年度の数値目標の設定

1	計画の目標	33
---	-------	----

## 第 4 章 障害福祉サービス等における見込み量確保の方策と方向性

1	障害者総合支援法に基づくサービスの体系	35
2	障害福祉サービスの見込み量	36
3	障がい児支援（児童福祉法に基づくサービス）の見込み量	40
4	地域生活支援事業の見込み量	41

## 第 5 章 地域生活支援体制の整備

1	地域の受け入れ体制の構築	45
2	サービスの基盤確保	46
3	利用者本位のサービス提供体制の整備	46
4	居宅生活を促進するための支援の充実	48
5	相談支援体制の充実	49
6	就労支援の充実	49

## 第 6 章 計画の推進体制

1	計画の推進体制	51
2	計画の進捗管理	52

## 参考資料

1	関係機関等へのヒアリング調査の実施	53
---	-------------------	----



# 第1章 計画の策定にあたって



# 1 計画策定の趣旨

本市では、平成 24 年 3 月に「第 3 期海津市障害福祉計画」を策定し、「障がいのある人の自己決定・自己選択の尊重」、「新たな課題に対応したサービス基盤の整備」の視点のもと、障害福祉サービスの提供基盤の整備を進めてきました。

この間、国においては、平成 25 年に障害者自立支援法から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という）に変わり、障害の範囲を身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む）に難病等を加えて、制度の谷間に置かれてきた難病患者に対する障害福祉サービスの提供が可能となりました。また、平成 26 年 4 月 1 日には、これまでの障害程度区分にかわる障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象拡大、ケアホームのグループホームへの一元化等の改正が行われています。

これらの背景を踏まえ、障害福祉サービスの充実を進めるため障害福祉計画を見直し、平成 27 年度から平成 29 年度を計画期間とする「第 4 期海津市障害福祉計画」を策定します。

# 2 計画の位置づけ

## 2-1 計画の性格と法的根拠

「海津市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するもので、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画であり、「障害福祉に関する事業計画」の位置づけとなります。

## 2-2 関連計画との調和

本計画は、「海津市障がい者計画」との整合性を図ることはもちろん、「岐阜県障がい者総合支援プラン」、「海津市総合開発計画」、「海津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」等、本市の他の施策との整合性を保ちつつ、必要な事業を総合的に推進するものです。

### 3 計画の期間

この計画は、障害者総合支援法の基本指針に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画であることから、引き続き平成 29 年度を目標に、平成 27 年度から平成 29 年度までの 3 年間で計画期間とします。

	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度
障がい者計画	←—————▶ ←—————▶ ←—————▶												
障害福祉計画 (第1期)		←—————▶											
障害福祉計画 (第2期)					←—————▶								
障害福祉計画 (第3期)								←—————▶					
障害福祉計画 (第4期)											←—————▶		

## 4 計画の視点

### 4-1 計画の目標

海津市障害福祉計画は、上位計画である「海津市障がい者計画」の目標の実現をめざすものです。

#### ■計画の目標

**協働による安心して暮らせるまち**

### 4-2 計画の視点

本計画は、障がいのある人もない人も、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるよう、障がいのある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ、次の視点のもと計画を進めます。

#### (1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

#### (2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障がいのある人の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等であって18歳以上の方及び障がい児とし、サービスの充実を図り、県の適切な支援等を通じてサービス水準の地域間格差を適正化し、公平性を図ります。

また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっており、引き続きその旨の周知を図ります。さらに難病患者等についても、引き続き法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図っていきます。

### **(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備**

障がいのある人の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルなサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用したサービス提供体制の確保に努めます。

## 5 サービス確保の基本的な指針

障害福祉サービスの確保の基本的指針として以下の5つの方針に沿って推進していきます。

### 1 訪問系サービスの充実

障がいのある人が地域で生活していくことができるよう、必要な訪問系サービスの充実を図ります。

### 2 日中活動系サービスの充実

一般就労を目的とした訓練や生活介護等、障がいのある人一人ひとりのニーズに応じ、障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むため、日中活動系サービスの充実を図ります。

### 3 グループホームの充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進

地域における居住の場として共同生活援助（グループホーム）の充実や日常の生活能力の向上のための自立訓練事業等の推進や地域における理解の促進を図る等して、福祉施設の入所や精神科病院の入院から地域生活への移行を進めます。

### 4 福祉施設から一般就労への移行を推進

福祉施設を出て企業等で働くことを希望している人が、就労移行支援事業等を活用することにより、一般就労できるよう、就労支援の充実を図ります。

### 5 障がいのある人が安心して暮らしていける支援システムづくりの推進

障がいのある人が、地域で安心して暮らしていけるよう、相談支援事業者、サービス事業者、保健・医療関係者、障がい者関係団体等と連携を図り相談支援体制の充実等、地域生活支援のためのシステムづくりを推進します。

また、発達支援への取り組みとして、発達支援センター「くるみ」を設置し、発達障がい等、乳幼児期から成長期までのライフステージに合わせた、とぎれのない支援と横断的な支援を行っており、さらに関係機関との連携を深め効果的な支援を図ります。



## **第2章 海津市の現状**

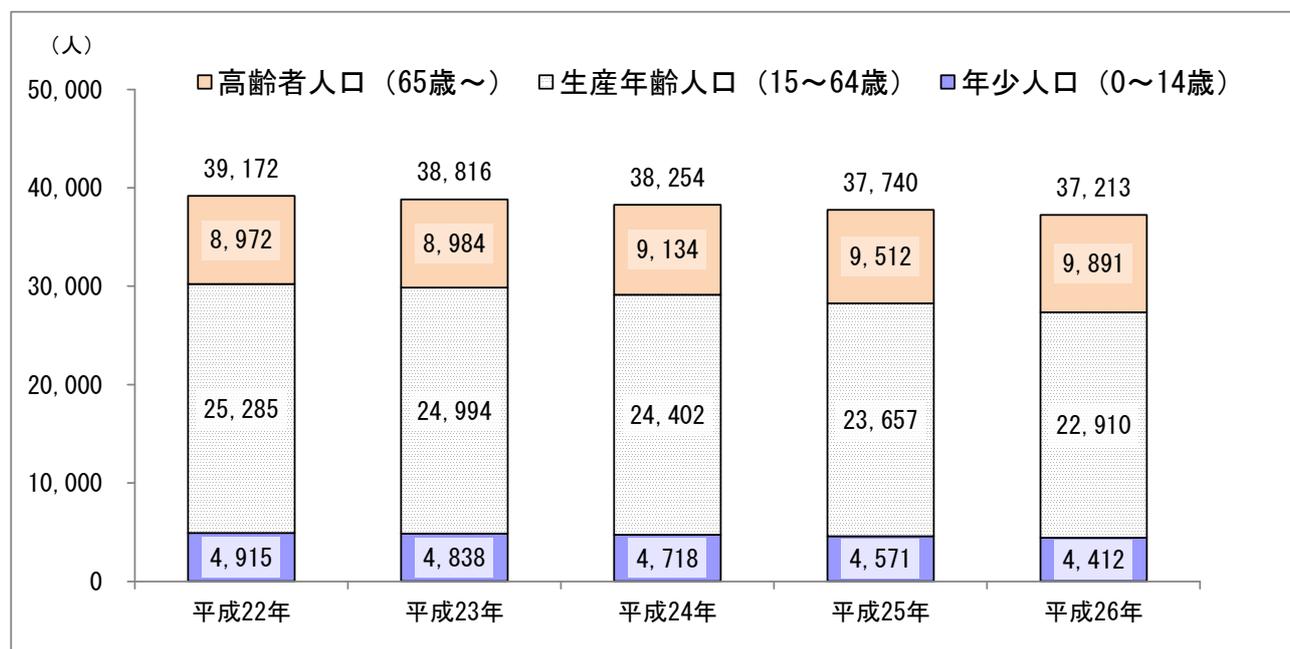


# 1 人口の推移

本市の人口は、平成 26 年 3 月 31 日現在では 37,213 人となっており、平成 22 年からの人口は、年々減少しています。

年齢階層別の構成をみると、0～14 歳の年少人口、15～64 歳の生産年齢人口は平成 22 年から減少傾向にある一方、65 歳以上の高齢者人口は増加しており、少子・高齢化が進んでいます。

図：年齢 3 区分別人口の推移



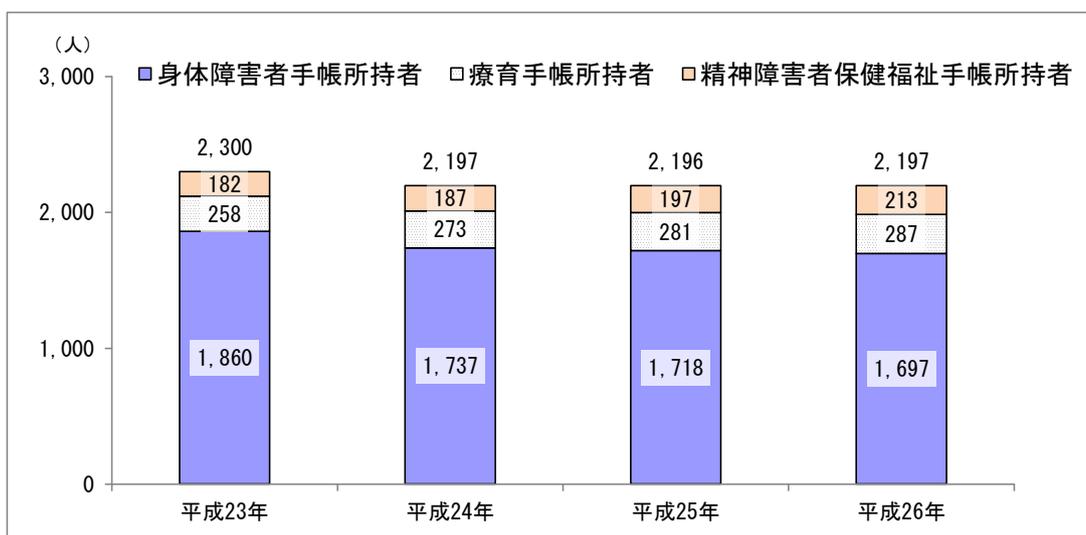
資料：住民基本台帳（各年 3 月 31 日現在）

## 2 障がいのある人の現状

### 2-1 障がいのある人の現状

障がい者手帳を所持している人は、平成24年以降横ばい状態にあり、平成26年では2,197人となっています。そのうち、身体障がい者が1,697人(77.2%)、知的障がい者が287人(13.1%)、精神障がい者が213人(9.7%)となっています。平成23年からの推移をみると、身体障がい者の占める割合は減少傾向にあるのに対し、知的障がい者、精神障がい者の占める割合は増加傾向にあります。

図：障がい者手帳所持者の推移



図：障がい者手帳所持者の割合の推移



資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

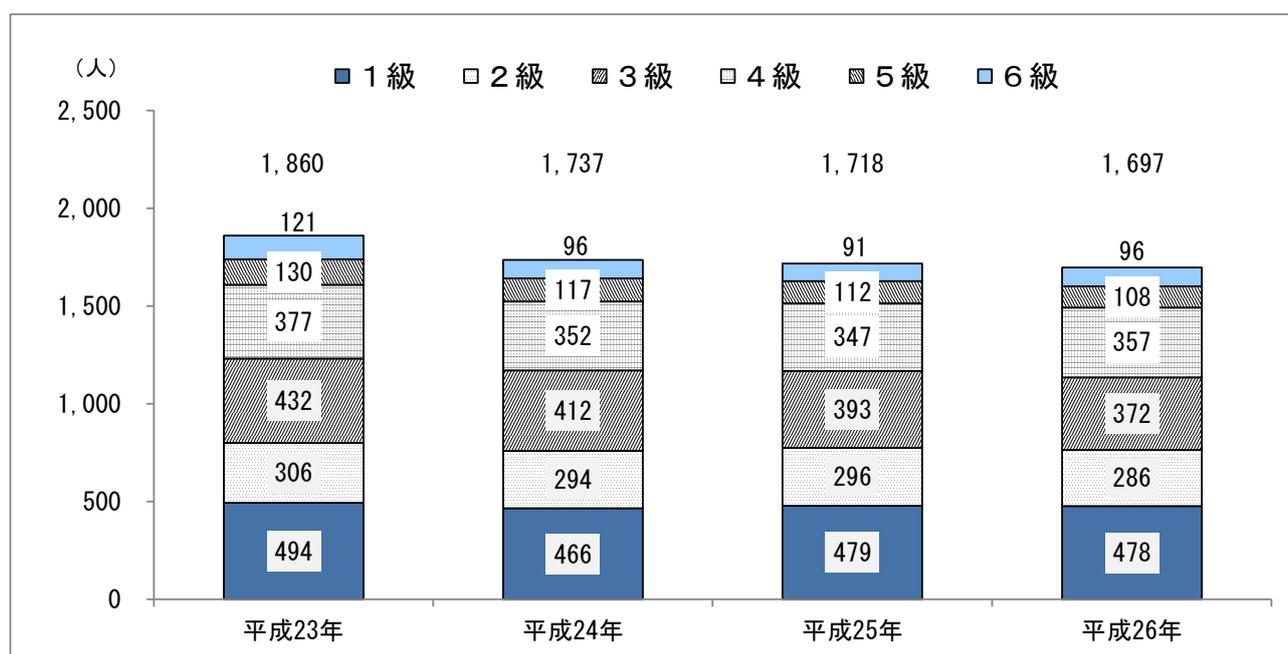
## 2-2 身体障がいのある人の現状

### (1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳を所持している人は、年々減少傾向にあり、平成26年では1,697人となっています。

平成26年の障がいの等級別でみると、最も重度である「1級」が478人と最も多くなっています。次いで「3級」が372人、「4級」が357人、「2級」が286人となっており、「1級」と「2級」の重度の人が全体の45.0%を占めています。

図：障がい等級別身体障害者手帳所持者数の推移



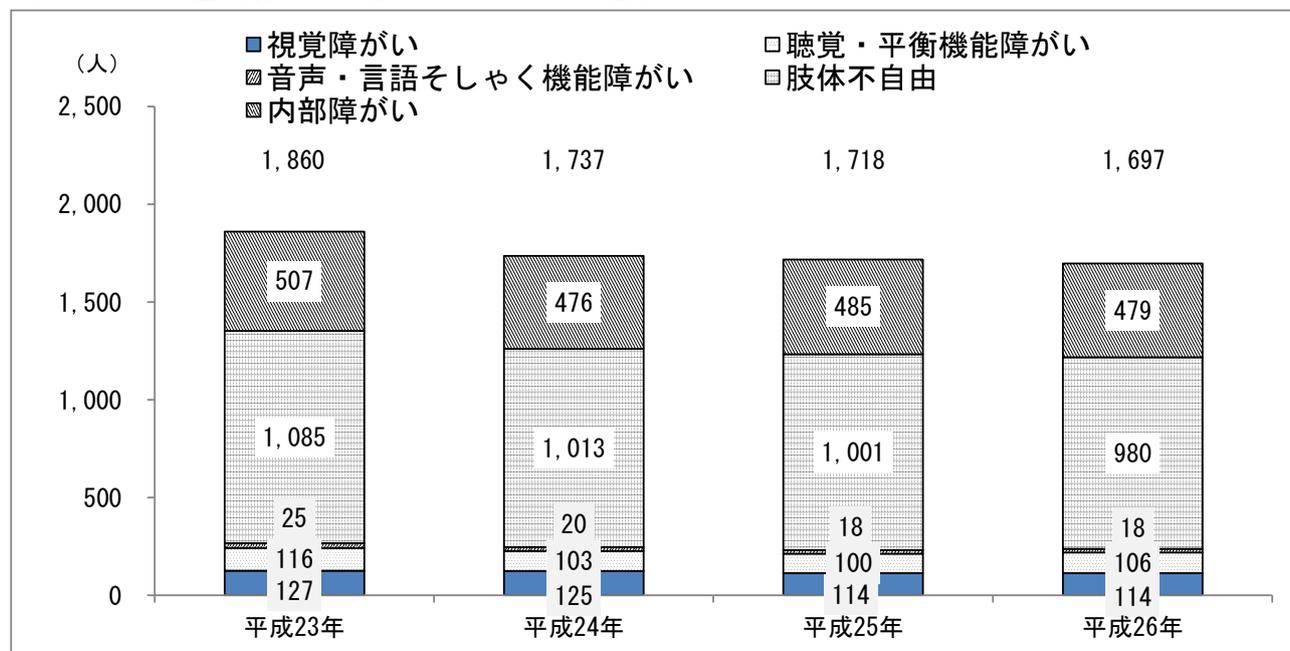
(人)

区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
1級	494	466	479	478
2級	306	294	296	286
3級	432	412	393	372
4級	377	352	347	357
5級	130	117	112	108
6級	121	96	91	96
計	1,860	1,737	1,718	1,697

資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

平成 26 年の障がいの種類別で見ると、肢体不自由が 980 人と最も多く、身体障がい者全体の約 6 割（57.7%）を占めており、次いで内部障がい（479 人）、視覚障がい（114 人）、聴覚・平衡機能障がい（106 人）、音声・言語そしゃく機能障がい（18 人）の順となっています。

図：障がいの種類別身体障害者手帳所持者の推移



(人)

区 分	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
視覚障がい	127	125	114	114
聴覚・平衡機能障がい	116	103	100	106
音声・言語そしゃく機能障がい	25	20	18	18
肢体不自由	1,085	1,013	1,001	980
内部障がい	507	476	485	479
計	1,860	1,737	1,718	1,697

資料：社会福祉課（各年 3 月 31 日現在）

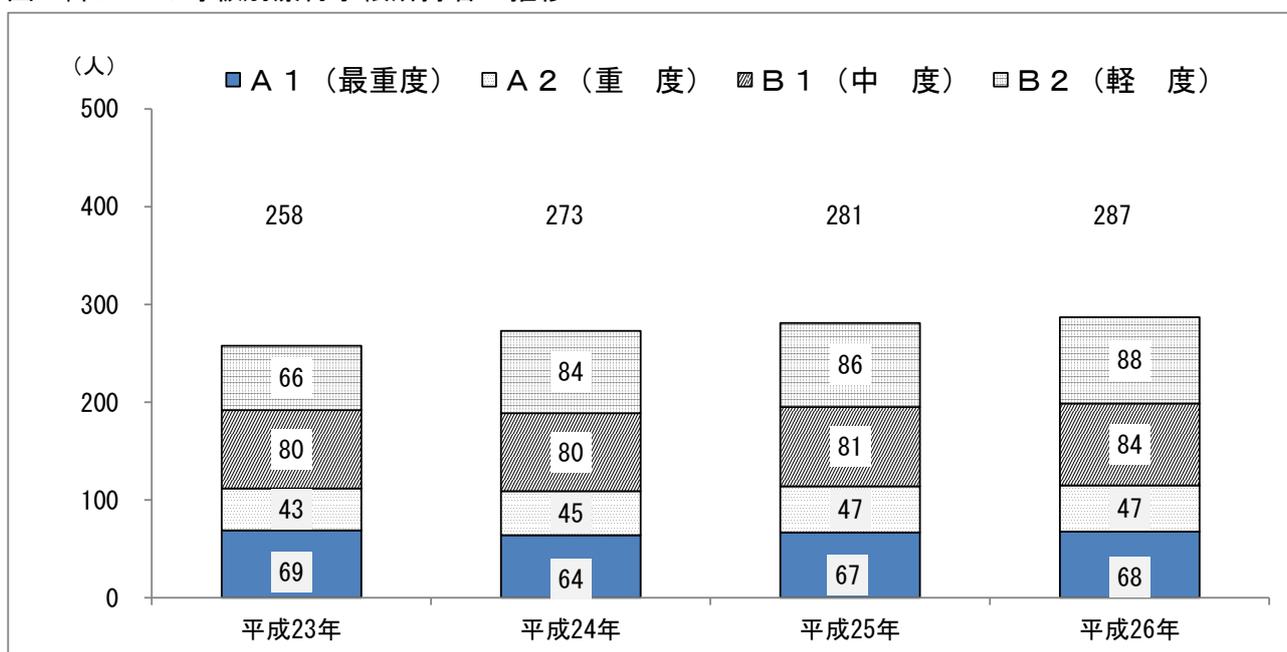
## 2-3 知的障がいのある人の現状

### (1) 療育手帳所持者数の推移

平成26年では、市内で療育手帳を所持している人は287人となっています。平成23年からの推移をみると、年々増加傾向にあります。

平成26年の障がいの等級別でみると、A1（最重度）が68人、A2（重度）が47人、B1（中度）が84人、B2（軽度）が88人となっています。平成23年からの推移をみると、いずれも増加傾向を示しており、中でもB2は4年間で1.3倍増加しています。

図：障がいの等級別療育手帳所持者の推移



(人)

区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
A1 (最重度)	69	64	67	68
A2 (重度)	43	45	47	47
B1 (中度)	80	80	81	84
B2 (軽度)	66	84	86	88
計	258	273	281	287

資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

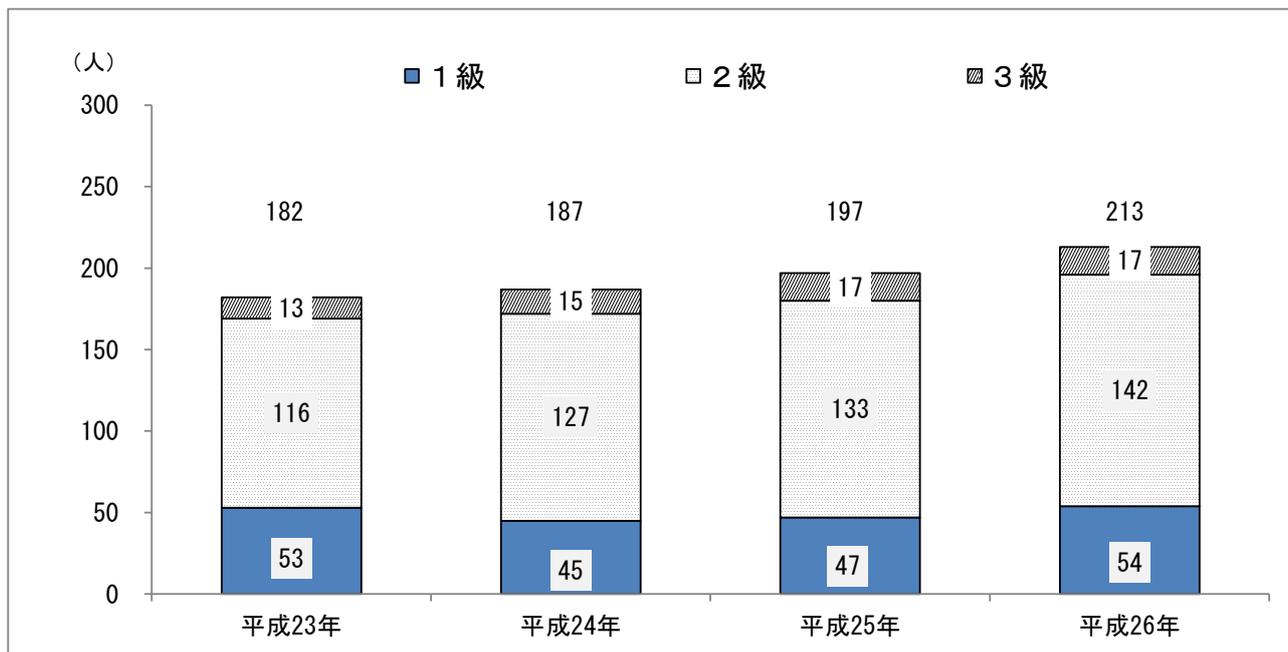
## 2-4 精神障がいのある人の現状

### (1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

平成26年では、市内で精神障害者保健福祉手帳を所持している人は213人となっています。平成23年からの推移をみると、年々増加傾向にあります。

平成26年の障がいの等級別でみると、1級が54人、2級が142人、3級が17人となっており、2級が最も多くなっています。

図：障がいの等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(人)

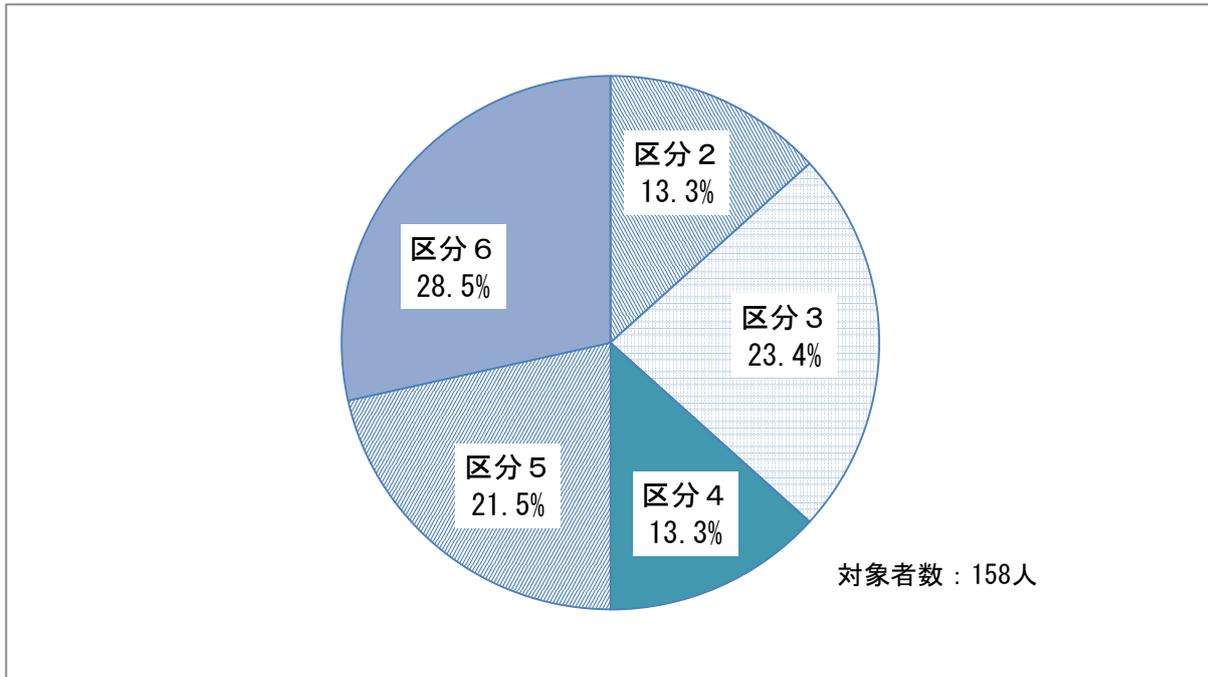
区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
1級	53	45	47	54
2級	116	127	133	142
3級	13	15	17	17
計	182	187	197	213

資料：社会福祉課（各年3月31日現在）

## 2-5 障害支援区分の状況

障害の支援区分の状況については、最も重度である「区分6」が28.5%と最も多く、次いで「区分3」が23.4%、「区分5」が21.5%、「区分2」「区分4」が13.3%となっています。

図：障がい支援区分の状況



(人)

区分	非該当	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
人数	0	0	21	37	21	34	45	158

資料：社会福祉課（平成26年3月31日現在）

## 3 障害福祉サービスの提供状況

### 3-1 訪問系サービス

#### ■サービスの概要

サービス名	内容
居宅介護	居宅で入浴、排せつ、食事の介護や家事等の支援を行うものです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由の人で常に介護を必要とする人を対象として、居宅で入浴、排せつ、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的に行うものです。
同行援護	視覚障がいのある人を対象として、移動に必要な情報提供等、外出する際に必要な援助を行うものです。
行動援護	自己判断能力が制限されている人を対象として、行動するときに生じ得る危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行うものです。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人を対象として、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うものです。

## ■サービスの提供状況

訪問系サービスの提供状況をみると、計画見込み量に対し、利用実績も同水準で推移しています。

訪問系サービス			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
居宅介護	利用者数 (人/月)	実績	16	13	14
		計画	18	20	22
		進捗率	88.9%	65.0%	63.6%
	利用延時間数 (時間/月)	実績	176	151	160
		計画	255	280	300
		進捗率	69.0%	53.9%	53.3%
重度訪問介護	利用者数 (人/月)	実績	1	0	0
		計画	1	1	2
		進捗率	100.0%	0.0%	0.0%
	利用延時間数 (時間/月)	実績	50	0	0
		計画	50	50	100
		進捗率	100.0%	0.0%	0.0%
同行援護	利用者数 (人/月)	実績	4	2	3
		計画	4	5	5
		進捗率	100.0%	40.0%	60.0%
	利用延時間数 (時間/月)	実績	75	8	20
		計画	75	90	90
		進捗率	100.0%	8.9%	22.2%
行動援護	利用者数 (人/月)	実績	1	0	2
		計画	1	2	2
		進捗率	100.0%	0.0%	100.0%
	利用延時間数 (時間/月)	実績	50	0	20
		計画	50	100	100
		進捗率	100.0%	0.0%	20.0%
重度障害者等 包括支援	利用延時間数 (時間/月)	実績	0	0	0
		計画	0	0	0
		進捗率	0.0%	0.0%	0.0%

※ 平成 26 年度（見込み）は 9 月までの実績をもとに推計。

### 3-2 日中活動系サービス

#### ■サービスの概要

サービス名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人を対象として、主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動又は生産活動の機会を提供するものです。
自立訓練(機能訓練)	身体障がい者を対象とし、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや歩行訓練、コミュニケーション・家事等の訓練を行うものです。
自立訓練(生活訓練)	知的障がい者や精神障がい者を対象とし、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を行うものです。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する65歳未満の人を対象として、定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行うものです。
就労継続支援(A型・B型)	一般企業等への就労が困難な人を対象として、働く場を提供するとともに、必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うものです。
療養介護	医療と常に介護を必要とする人を対象として、医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をを行うものです。
短期入所	介護者が病気の場合等の理由により、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行うものです。

## ■サービスの提供状況

日中活動系サービスの提供状況を見ると、生活介護では、ほぼ計画見込量どおりの実績で推移しています。また、自立訓練（生活訓練）では、計画より利用者数は少なくなっています。

日中活動系サービス			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
生活介護	利用者数 (人/月)	実績	68	69	70
		計画	68	70	72
		進捗率	100.0%	98.6%	97.2%
	利用延日数 (日/月)	実績	1,269	1,376	1,400
		計画	1,360	1,400	1,440
		進捗率	93.3%	98.3%	97.2%
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人/月)	実績	0	0	0
		計画	0	0	1
		進捗率	0.0%	0.0%	0.0%
	利用延日数 (日/月)	実績	0	0	0
		計画	0	0	20
		進捗率	0.0%	0.0%	0.0%
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人/月)	実績	1	2	2
		計画	2	3	4
		進捗率	50.0%	66.7%	50.0%
	利用延日数 (日/月)	実績	7	44	40
		計画	40	60	80
		進捗率	17.5%	73.3%	50.0%

就労系の提供状況を見ると、就労継続支援（A型）、療養介護等では、計画見込量に対し、利用実績が上回っています。

日中活動系サービス			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
就労移行支援	利用者数 (人/月)	実績	2	2	3
		計画	10	11	12
		進捗率	20.0%	18.2%	25.0%
	利用延日数 (日/月)	実績	29	23	60
		計画	200	220	240
		進捗率	14.5%	10.5%	25.0%
就労継続支援 A型	利用者数 (人/月)	実績	20	24	25
		計画	10	12	15
		進捗率	200.0%	200.0%	166.7%
	利用延日数 (日/月)	実績	263	462	450
		計画	200	240	300
		進捗率	131.5%	192.5%	150.0%
就労継続支援 B型	利用者数 (人/月)	実績	41	37	40
		計画	38	40	40
		進捗率	107.9%	92.5%	100.0%
	利用延日数 (日/月)	実績	660	626	720
		計画	760	800	800
		進捗率	86.8%	78.3%	90.0%
療養介護	利用者数 (人/月)	実績	7	8	8
		計画	6	7	7
		進捗率	116.7%	114.3%	114.3%
短期入所	利用者数 (人/月)	実績	9	11	12
		計画	10	10	12
		進捗率	90.0%	110.0%	100.0%
	利用延日数 (日/月)	実績	76	52	60
		計画	80	80	90
		進捗率	95.0%	65.0%	66.7%

※平成 26 年度（見込み）は 9 月までの実績をもとに推計。

### 3-3 居住系サービス及び相談支援

#### (1) 居住系サービス

##### ■サービスの概要

サービス名	内容
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談その他日常生活の援助を行うものです。
共同生活介護（ケアホーム）	共同生活を営む住居において、主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
施設入所支援	施設入所者に対して主に夜間に入浴、排せつ、食事の介護等のサービスを提供するものです。

※共同生活介護（ケアホーム）は、平成26年4月1日の制度改正により共同生活援助に統合されました。

##### ■サービスの提供状況

居住系サービスの提供状況を見ると、共同生活援助（グループホーム）の利用が減少しています。施設入所支援については、計画値どおりの実績となっています。

居住系サービス			平成24年度	平成25年度	平成26年度 （見込み）
共同生活援助 （グループホーム） 共同生活介護 （ケアホーム）	利用者数 （人/月）	実績	27	26	26
		計画	31	32	33
		進捗率	87.1%	81.3%	78.8%
施設入所支援	利用者数 （人/月）	実績	29	29	29
		計画	29	29	29
		進捗率	100.0%	100.0%	100.0%

※ 平成26年度（見込み）は9月までの実績をもとに推計。

## (2) 相談支援

### ■サービスの概要

サービス名	内 容
計画相談支援	障がいのある人が利用するサービスの内容等を定めたサービス利用計画の作成を行い、一定期間ごとに見直しを行うものです。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がいのある人、または精神科病院に入院している精神障がい者を対象に、住居の確保や地域生活への移行に関する相談や援助を行うものです。
地域定着支援	単身で生活している人や同居している家族から支援を受けられない人を対象に、常時の連絡体制を確保して、相談や緊急時の対応等を行うものです。

### ■サービスの提供状況

相談支援の提供状況を見ると、地域移行支援の利用はありませんでした。

相談支援			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
計画相談支援	利用者数 (人/月)	実績	6	6	23
		計画	3	10	20
		進捗率	200.0%	60.0%	115.0%
地域移行支援	利用者数 (人/月)	実績	0	0	0
		計画	1	1	1
		進捗率	0.0%	0.0%	0.0%
地域定着支援	利用者数 (人/月)	実績	0	0	0
		計画	1	1	1
		進捗率	0.0%	0.0%	0.0%

※平成 26 年度（見込み）は 9 月までの実績をもとに推計。

## 4 障がいのある児童への支援

### 4-1 障害児支援サービス

障がいのある児童を対象とした施設・事業のサービスについては、これまで知的障害児通園施設等の施設系は「児童福祉法」、児童デイサービスは「障害者自立支援法」に基づき、サービスの提供が行われてきました。しかしながら、平成 24 年 4 月から児童福祉法に根拠規定が一本化され、障がい児施設・事業の体系が再編されました。

「児童発達支援」「放課後等デイサービス」では利用者も増加傾向にあることから、今後も利用者の状況やニーズを把握し、適切な支援を提供していくことが求められています。また、早い段階で障がいや発達の遅れに気づき、心配や悩みに関する相談に応じるとともに、相談から支援へつなげていくための体制づくりに努める必要があります。

#### ■サービスの概要

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、集団訓練への適応訓練を行うものです。
放課後等デイサービス	学校就学中の児童が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上の訓練等を行うものです。
障害児相談支援	障害児通所支援の利用にあたって、障害児利用支援計画を作成し、その内容が適切かどうか一定期間ごとにモニタリングを行うものです。

## ■サービスの提供状況

障がいのある児童を対象とした施設・事業については、これまで知的障害児通園施設等の施設系は「児童福祉法」、児童デイサービスは「障害者自立支援法」に基づき、サービスの提供が行われてきましたが、両法律の改正法施行（平成 24 年 4 月 1 日）に伴い、「児童福祉法」に根拠法が一本化されることとなり、下記のサービスが定められました。

放課後等デイサービスで平成 26 年度の実績が計画を上回っています。

障害児支援サービス			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
児童発達支援	利用者数 (人/月)	実績	46	44	50
		計画	50	50	50
		進捗率	92.0%	88.0%	100.0%
	利用延日数 (日/月)	実績	185	165	200
		計画	240	240	240
		進捗率	77.1%	68.8%	83.3%
放課後等デイサービス	利用者数 (人/月)	実績	7	9	11
		計画	10	10	10
		進捗率	70.0%	90.0%	110.0%
	利用延日数 (日/月)	実績	71	76	140
		計画	—	—	—
		進捗率	—	—	—
障害児相談支援	利用者数 (人/月)	実績	0	7	7
		計画	—	—	—
		進捗率	—	—	—

※平成 26 年度（見込み）は 9 月までの実績をもとに推計。

## 4 地域生活支援事業の提供状況

障がいのある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立支援給付以外に、地域生活支援事業を実施しています。

### 4-1 必須事業

#### (1) 相談支援事業

##### ■サービスの概要

サービス名	内容
障害者相談支援事業	障がい児の自立した生活を支え、児童とその家族が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援します。
地域自立支援協議会	地域の障害福祉に関する包括的かつ予防的なシステムづくりについて協議する場のことです。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用などの視点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人、または精神障がいのある人に対して成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がいのある人の権利擁護を図ります。

##### ■サービスの提供状況

相談支援事業の実施状況をみると、計画値どおり実施しています。

相談支援事業		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
障害者相談支援事業（か所）	実績	5	5	5
	計画	5	5	5
	進捗率	100.0%	100.0%	100.0%
地域自立支援協議会	実績	有	有	有
	計画	有	有	有
成年後見制度利用支援事業	実績	0	0	0
	計画	1	1	1
	進捗率	0.0%	0.0%	0.0%

## (2) 意思疎通支援事業

### ■サービスの概要

サービス名	内容
手話通訳者等派遣事業	聴覚障がい者等、意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に手話通訳者を派遣し、障がいのある人との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図ります。
要約筆記者等派遣事業	聴覚障がい者等、意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に要約筆記者を派遣し、障がいのある人との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図ります。

### ■サービスの提供状況

意思疎通支援事業の実施状況を見ると、平成 26 年度の手話通訳者等派遣事業においては、平成 26 年度では計画見込量に対し、利用実績が上回っています。

意思疎通支援事業		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
手話通訳者等派遣事業 (件/年)	実績	50	48	90
	計画	50	50	50
	進捗率	100.0%	96.0%	180.0%
要約筆記者等派遣事業 (件/年)	実績	3	0	0
	計画	3	3	3
	進捗率	100.0%	0.0%	0.0%

※平成 26 年度 (見込み) は 9 月までの実績をもとに推計。

### (3) 日常生活用具給付等事業

#### ■サービスの概要

サービス名	内 容
介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、障がい者（児）の身体介護を支援する用具や、障がい児が訓練に用いるいすなどの給付または貸与を行います。
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障がい者用屋内信号装置などの、障がい者（児）の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具の給付または貸与を行います。
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障がい者（児）の在宅療養等を支援する用具の給付または貸与を行います。
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭などの、障がい者（児）の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具の給付または貸与を行います。
排泄管理支援用具	ストマ用装具などの障がい者（児）の排泄管理を支援する衛生用品の給付または貸与を行います。
住宅改修費	障がい者（児）の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものの給付または貸与を行います。

## ■サービスの提供状況

平成 26 年度の排泄管理支援用具、住宅改修費等で計画見込量に対し、利用実績が上回っています。

日常生活用具給付等事業		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
介護訓練支援用具 (件/年)	実績	4	3	2
	計画	4	4	4
	進捗率	%	75.0%	50.0%
自立生活支援用具 (件/年)	実績	10	4	2
	計画	10	10	10
	進捗率	100.0%	40.0%	20.0%
在宅療養等支援用具 (件/年)	実績	10	7	10
	計画	10	10	10
	進捗率	100.0%	70.0%	100.0%
情報・意思疎通支援用具 (件/年)	実績	5	2	2
	計画	5	5	5
	進捗率	100.0%	40.0%	40.0%
排泄管理支援用具 (件/年)	実績	922	916	1,200
	計画	1,000	1,050	1,100
	進捗率	92.2%	87.2%	109.1%
住宅改修費 (件/年)	実績	1	0	2
	計画	1	1	1
	進捗率	100.0%	0.0%	200.0%

※平成 26 年度 (見込み) は 9 月までの実績をもとに推計。

#### (4) 移動支援事業

##### ■サービスの概要

サービス名	内容
移動支援事業	移動が困難な障がいのある人で、公共機関または社会参加等の外出時に付き添う人がいない場合に、ガイドヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援します。

##### ■サービスの提供状況

移動支援事業の実施状況をみると、平成 25 年度では、利用者数、延時間ともに計画見込量を上回っています。

移動支援事業		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
延利用者数 (人/年)	実績	2	5	3
	計画	2	2	2
	進捗率	100.0%	250.0%	150.0%
利用延時間数 (時間/年)	実績	240	317	210
	計画	240	240	240
	進捗率	100.0%	132.0%	87.5%

※平成 26 年度 (見込み) は 9 月までの実績をもとに推計。

## (5) 地域活動支援センター事業

### ■サービスの概要

サービス名	内 容
地域活動支援センター事業	障がいのある人に対して、創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行います。

### ■サービスの提供状況

地域活動支援センター事業の実施状況をみると、平成 25 年度では利用者数が、平成 26 年度では事業所か所数が、計画見込量を上回っています。

地域活動支援センター		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
事業所数 (か所)	実績	2	3	3
	計画	2	2	2
	進捗率	100.0%	150.0%	150.0%
利用者数 (人)	実績	15	25	21
	計画	20	22	25
	進捗率	75.0%	113.6%	84.0%

※平成 26 年度 (見込み) は 9 月までの実績をもとに推計。

## 4-2 任意事業

### (1) 障がい児タイムケア事業

#### ■サービスの概要

サービス名	内容
障がい児タイムケア事業	障がいのある小中高生の一時預かりを行うことにより、障がいのある児童・生徒等が下校後等に活動する場を確保するとともに、障がいのある児童・生徒等の保護者の就労支援及び家族の負担軽減を図ります。

#### ■サービスの提供状況

障がい児タイムケア事業の実施状況を見ると、平成25年度、平成26年度では利用実績が計画見込量の約8割～9割にとどまっています。

障がい児タイムケア事業		平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
延利用者数(人/年)	実績	20	17	18
	計画	20	20	20
	進捗率	100.0%	85.0%	90.0%

※平成26年度(見込み)は9月までの実績をもとに推計。

### (2) 日中一時支援事業

#### ■サービスの概要

サービス名	内容
日中一時支援事業	障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の負担を軽減するため、日中において一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人に対し、日中における活動の場の提供を行います。

### ■サービスの提供状況

日中一時支援事業の実施状況をみると、平成25年度、平成26年度では利用実績が計画見込量の約8割となっています。

日中一時支援事業		平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
延利用者数(人/年)	実績	23	20	21
	計画	23	25	27
	進捗率	100.0%	80.0%	77.8%

※平成26年度(見込み)は9月までの実績をもとに推計。

### (3) 更生訓練費支給事業

#### ■サービスの概要

サービス名	内容
更生訓練費支給事業	障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している者及び身体障害者更生援護施設に入所している者に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

#### ■サービスの提供状況

更生訓練費支給事業の実施状況をみると、利用者はありませんでした。

更生訓練費支給事業		平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
利用者数(人/年)	実績	0	0	0
	計画	0	0	1
	進捗率	0.0%	0.0%	0.0%

※平成26年度(見込み)は9月までの実績をもとに推計。

#### (4) 社会参加促進事業（自動車免許取得・改造助成事業）

##### ■サービスの概要

サービス名	内容
自動車運転免許取得・改造助成事業	障がいのある人が自動車運転免許の取得及び自ら所有し運転する自動車を改造する場合に、その要する経費を助成することにより、障がいのある人の社会復帰の促進を図ることを目的として実施します。

##### ■サービスの提供状況

社会参加促進事業の実施状況を見ると、計画見込み量に対し、利用実績も同水準で推移しています。

自動車免許取得・改造助成事業		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
利用者数 (人/年)	実績	3	2	2
	計画	3	3	3
	進捗率	100.0	66.7%	66.7%

※平成 26 年度（見込み）は 9 月までの実績をもとに推計。

#### (5) 訪問入浴サービス事業

##### ■サービスの概要

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	訪問により居宅において入浴サービスを提供し、心身に障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的として実施します。

##### ■サービスの提供状況

訪問入浴サービス事業の実施状況を見ると、利用者数はほとんど変化していません。

訪問入浴サービス事業		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
延利用者数 (人/年)	実績	5	4	4
	計画	5	5	5
	進捗率	100.0%	80.0%	80.0%

※平成 26 年度（見込み）は 9 月までの実績をもとに推計。



## **第3章 平成29年度の数値目標の設定**



# 1 計画の目標

## 1-1 平成 29 年度の目標値の設定

第4期の障害福祉計画では、施設に入所する障がいのある人の地域生活への移行、福祉施設利用者の一般就労への移行等を進めるため、本市の実情を踏まえた数値目標を設定し、障がい者の自立に向けた地域移行を推進していきます。

## 1-2 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の指針では、平成 29 年度末における地域生活移行者数の目標値を設定します。目標値の設定にあたっては、平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12%以上が地域生活へ移行することとともに、平成 29 年度末の施設入所者数を平成 25 年度末時点の施設入所者数から 4%以上削減することを基本としています。本市では、これまでの実績、地域の実情を踏まえて目標を設定します。

項 目	数 値
平成 25 年度末時点の施設入所者数	29 人
【目 標 値】 平成 29 年度末における地域生活移行者数	2 人
【目 標 値】 平成 29 年度末の施設入所者数	29 人

## 1-3 地域生活支援拠点等の整備

国の指針では、平成 29 年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つを整備することを基本としています。本市では、圏域での調整を踏まえて、目標を設定します。

項 目	数 値
【目 標 値】 地域生活支援拠点等	西濃圏域に1つ以上を整備 することを目指します。

## 1-4 福祉施設から一般就労への移行等

国の指針では、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成 29 年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。目標値の設定にあたっては、平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上とすることを基本とします。

また、目標値を達成するため、就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率の目標を設定することとします。

就労移行支援事業の利用者数については、平成 29 年度末における利用者数が平成 25 年度末における利用者数の 6 割以上増加すること、事業所ごとの就労移行率については、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が 3 割以上の事業所を全体の 5 割以上とすることを目指します。

本市では、これまでの実績、地域の実情を踏まえて目標を設定します。

### (1) 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値
平成 24 年度の一般就労移行者数	※ 4 人
【目標値】 平成 29 年度の一般就労移行者数	8 人

※平成 24 年度の一般就労移行者数は、平成 24 年度の 1 年間に福祉施設利用者のうち就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の数

### (2) 就労移行支援事業の利用者数

項目	数値
平成 25 年度末における就労移行支援事業の利用者数	2 人
【目標値（利用者）】 平成 29 年度末の就労移行支援事業の利用者数	6 人
【目標値（事業所）】 平成 29 年度末の就労移行率の 3 割以上の事業所の割合	全体の 5 割以上の事業所が 就労移行率 3 割以上達成することを 目指します。

## **第4章 障害福祉サービス等における見込み量確保の方策と方向性**



# 1 障害者総合支援法に基づくサービスの体系

本計画では、障害者総合支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業の各サービスの実施目標を設定します。障害者総合支援法に基づくサービス体系は下表のとおりです。

給付の種類	サービス区分	サービスの種類	対象者※				
			身	知	精	児	
自立支援給付	障害福祉サービス	介護給付	居宅介護	●	●	●	
			重度訪問介護	●	●	●	
			同行援護	●			
			行動援護		●	●	
			重度障害者等包括支援	●	●	●	
			療養介護	●			
			生活介護	●	●	●	
			短期入所	●	●	●	●
		施設入所支援	●	●	●		
		訓練等給付	自立訓練（機能訓練）	●			
	自立訓練（生活訓練）			●	●		
	就労移行支援		●	●	●		
	就労継続支援（A型・B型）		●	●	●		
	共同生活援助（グループホーム）		●	●	●		
	相談支援	計画相談支援	●	●	●	●	
地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援） ※地域定着支援は障害者のみ		●	●	●	（●）		
自立支援医療費	自立支援医療	●	●	●			
補装具費	補装具の給付	●			●		
地域生活支援事業	必須事業	理解促進研修・啓発事業	●	●	●		
		障害者相談支援事業	●	●	●		
		成年後見制度利用支援事業		●	●		
		成年後見制度法人後見支援事業		●	●		
		意思疎通支援事業	●				
		日常生活用具の給付	●	●	●		
		手話奉仕員養成研修事業	●				
		移動支援	●	●	●		
		地域活動支援センター	●	●	●		
		任意事業	障がい児タイムケア事業				●
	日中一時支援事業		●	●	●		
	自動車運転免許取得・改造助成事業		●	●	●		
	訪問入浴サービス事業		●	●	●		

※「身」＝身体障がい者、「知」＝知的障がい者、「精」＝精神障がい者、「児」＝障がい児

## 2 障害福祉サービスの見込み量

### 2-1 訪問系サービスの見込み量

サービス名	単位	見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護	人/月	16	18	20
	時間/月	200	240	280
重度訪問介護	人/月	1	1	2
	時間/月	50	50	100
同行援護	人/月	5	5	5
	時間/月	90	90	90
行動援護	人/月	2	2	2
	時間/月	20	20	20
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0
	時間/月	0	0	0

#### 【見込み量確保の方策及び今後の方向性】

- ◆ 平成 26 年 10 月現在、市内に訪問系サービス事業所は 2 事業所あります。今後サービスの利用者が増加することを踏まえ、受け皿となる事業所の拡大を図るため、広く情報提供を行う等、多様な事業所の参入を働きかけます。
- ◆ 今後の事業者参入意向を把握するとともに、障がいの特性を十分理解し、対応できるサービス従事者を確保するため、県及び近隣市町と連携を図りつつ、福祉の人材を養成する機会の設定や事業所が実施する研修についての情報提供を強化します。
- ◆ 障がいのある人とその家族が安心して暮らせるようサービスのさらなる充実に努めます。

## 2-2 日中活動系サービス及び短期入所の見込み量

サービス名	単位	見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	人/月	72	82	85
	人日/月	1,440	1,650	1,700
自立訓練（機能訓練）	人/月	0	0	1
	日/月	0	0	20
自立訓練（生活訓練）	人/月	2	2	2
	日/月	40	40	40
就労移行支援	人/月	5	5	5
	日/月	100	100	100
就労継続支援（A型）	人/月	30	33	35
	日/月	600	660	700
就労継続支援（B型）	人/月	45	50	55
	日/月	800	900	1,000
療養介護	人/月	8	8	9
短期入所（福祉型）	人/月	10	13	15
	日/月	50	65	75
短期入所（医療型）	人/月	2	3	3
	日/月	10	15	15

### 【見込み量確保の方策及び今後の方向性】

- ◆ 今後必要なサービスを身近な地域で日常的に利用することができるよう、サービス提供事業者を確保するため、これらの事業を行う意向を有する事業者の把握に努めるとともに、広く情報提供を行う等、多様な事業者の参入を促進します。
- ◆ 市内においては、短期入所は提供事業所がないため、ニーズに対応できない状況に~~あり~~あります。今後は、ニーズに合った見込み量の確保のため、事業者の参入促進に努めます。
- ◆ 特別支援学校やハローワーク等の就労支援機関、企業等との連携のもとに、就労支援策の強化を図るなど、一般就労に向けた支援の充実に努めます。

## 2-3 居住系サービスの見込み量

サービス名	単位	見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	26	36	41
施設入所支援	人/月	29	29	29

### 【見込み量確保の方策及び今後の方向性】

- ◆ グループホームは、平成26年10月現在2事業所あります。グループホームは施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を促進するためにも、今後一層の需用が見込まれます。そのため、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、グループホームのニーズを把握し、今後も引き続きグループホームの整備促進を図っていきます。
- ◆ グループホームの誘致・整備を促進するため、地域住民の障がいのある人への理解や協力を求めています。
- ◆ 施設入所支援について、利用者の状況に応じた施設入所が行われるよう、利用者の把握に努めます。

## 2-4 相談支援の見込み量

サービス名	単位	見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	人/月	25	28	30
地域移行支援	人/月	1	1	1
地域定着支援	人/月	1	1	1

### 【見込み量確保の方策及び今後の方向性】

- ◆ 利用者の意向を尊重した一人ひとりの状況に応じたサービス支給決定が行われるよう、各相談事業者との連携を図ります。また、相談支援事業の効果的な実施の観点から、地域自立支援協議会との連携を強化します。
- ◆ 利用者や家族等が気軽に相談できるように、情報の発信や啓発に努めます。
- ◆ 多様化する障がいのある人のニーズに対応するため、相談支援専門員の質の向上や増員に努める等、相談支援体制の充実を図ります。

### 3 障がい児支援（児童福祉法に基づくサービス）の見込み量

サービス名	単位	見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	人/月	50	50	50
	日/月	200	200	200
放課後等デイサービス	人/月	12	13	13
	日/月	150	160	160
保育所等訪問支援	人/月	0	0	0
	日/月	0	0	0
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0
	日/月	0	0	0
障害児相談支援	人/月	8	8	8

#### 【見込み量確保の方策及び今後の方向性】

- ◆ 児童発達支援、放課後等デイサービスについては、引き続き利用ニーズを把握しながら、サービスの周知に努めます。
- ◆ 障害児相談支援については、障がい児のサービスのニーズに対応して、サービスが増加していくことが予想されます。そのため、事業者の質向上や事業体制の強化のため、計画相談事業所との連携を図っていきます。

## 4 地域生活支援事業の見込み量

### 4-1 必須事業の見込み量

#### ■新規、または改訂のあるサービスの概要

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行うものです。
障害者相談支援事業	障がい児の自立した生活を支え、児童とその家族が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行うものです。
手話通訳者設置事業	手話通訳者が常駐し、聴覚や音声言語の機能障がいのある身体障がい者に、市の窓口などでの手話通訳や生活相談を行うものです。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある方との交流活動の促進、市の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行うものです。

サービス名		単位	見込み		
			平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
理解促進研修・啓発事業		—	有	有	有
障害者相談支援事業		か所	5	5	5
成年後見制度利用支援事業		人／年	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業		人／年	0	0	0
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業 利用件数	件／年	90	90	90
	手話通訳者設置事業設置者数	人／年	0	0	0
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	件／年	3	3	3
	自立生活支援用具	件／年	10	10	10
	在宅療養等支援用具	件／年	5	5	5
	情報・意思疎通支援用具	件／年	2	2	2
	排泄管理支援用具	件／年	1,200	1,200	1,250
	居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件／年	2	2	2
手話奉仕員養成研修事業		人／年	1	1	1
移動支援事業		人／年	4	4	4
		時間／年	210	210	210
地域活動支援センター	事業所	か所	3	3	3
	利用者数	人／年	25	25	25

### 【見込み量確保の方策及び今後の方向性】

- ◆ 障がいのある人が余暇活動、社会参加または日常生活において円滑に外出できるよう、障がいのある人の移動を支援する移動支援事業の充実を図ります。
- ◆ 聴覚障がい等のため、日常生活において意志の疎通を図ることに支障がある身体障がい者の社会参加を支援するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣を充実します。
- ◆ ニーズに合った見込み量の確保のため、自立支援協議会、市内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携し、サービス提供を促進します。

## 4-2 任意事業の見込み量

その他の地域生活支援事業として、障がい児タイムケア事業、日中一時支援事業、更生訓練費支給事業等を実施しています。

サービス名	単位	見込み		
		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障がい児タイムケア事業	人/月	19	20	20
日中一時支援事業	人/月	23	24	25
更生訓練費支給事業	人/月	0	0	1
自動車運転免許取得・改造助成事業	人/月	3	3	3
訪問入浴サービス事業	人/月	4	4	5

### 【見込み量確保の方策及び今後の方向性】

- ◆ 障がいのある人のニーズを把握し、必要なサービスの利用を促進します。
- ◆ サービス提供事業者の参入促進に努め、安定したサービスの提供に努めます。
- ◆ ニーズに合った見込み量の確保のため、自立支援協議会、市内及び近隣市町のサービス提供事業者と連携し、サービス提供を促進します。



## **第5章 地域生活支援体制の整備**



# 1 地域の受け入れ体制の構築



## 1-1 地域への啓発活動の推進

障がいのある人が地域で暮らすには、地域住民の理解と協力は必要不可欠です。障がいに対する正しい認識を持っていただくために、引き続き市民への広報・啓発活動を推進していきます。また、障がいのある人とない人がお互いに交流し、ふれあうことを通じて理解を深めることができるよう、自治会、区、民生委員・児童委員、相談員、当事者団体、サービス提供事業所、特別支援学校等との連携を図り、多様な交流活動を推進していきます。

## 1-2 地域の見守り体制の構築

障がいのある人が地域で暮らすためには、介助者や家族、公的な支援だけでなく、地域のみなさんによる支援が必要です。このため、普段の生活の場における日常的な見守りや、災害時等の救援体制を含めた地域福祉のセーフティネットづくりを推進していきます。今後も関係部署が連携し、障がいのある人が地域で暮らしていくことができるよう、障がいのある人を含めた地域の支援体制・見守り体制の構築を進めていきます。

## 2 サービスの基盤確保

### 2-1 サービス提供事業者の確保

障害福祉サービスや地域生活支援事業等の各種サービスの安定的な供給を確保するため、事業を行う意向のあるサービス提供事業所やNPO、企業等の把握に努めるとともに、障がいのある人の様々なニーズに応えることができるよう、多様なサービス供給主体の参入を促進していきます。一方、地域自立支援協議会を活用し、障がいの特性に対応できる援助技術の共有化に向けた、事業所間の情報交流を促進していきます。

## 3 利用者本位のサービス提供体制の整備

### 3-1 制度及びサービス内容の周知と普及

利用者が自らの意思でサービスを選択し利用していくためには、制度や福祉サービスの内容等について理解を深めていくことが必要となります。

そのため、市報やホームページ等の活用を図り、障がいのある人一人ひとりに応じた制度やサービス事業内容を紹介・説明する等、制度やサービス内容の周知に努めていきます。

### 3-2 情報提供体制の充実

障がいのある人が自身に応じたサービスや支援を受けるには、それらの情報を円滑に入手できることが重要となります。そのため、点字・声の市報の発行を行うとともに、福祉サービスや制度等の啓発を行うために配布するパンフレット等については、※SPコード化を検討する等、障がいの特性に配慮した情報提供に努めるとともに、障がいのある人が身近なつながりからでも情報を入手できるよう、サービス提供事業所や当事者団体、学校、医療機関とも連携しながら、福祉サービス等に関する情報を入手できるよう取り組んでいきます。

※SPコード：点字理解困難な視覚障がい者に対して、音声で情報を提供するシステムで、紙に印刷される四角のコードで、専用の読み上げ装置で読み取ると紙面の内容を音声で伝えることができます。

### 3-3 ケアマネジメントの充実

障がいのある人が、それぞれのニーズに応じたサービスを適切に利用するためには、障がい者一人ひとりのニーズの把握と、それをサービス利用につなげていくためのケアマネジメントの充実が必要です。そのため、計画相談支援、地域相談支援及び障害児相談支援の要請に応えた質の高いケアマネジメントを適切に実践することができる相談支援専門員の支援に努めていきます。

### 3-4 障がいのある人に対する虐待の防止

平成23年6月に成立した「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）の趣旨を踏まえ、障がい者虐待の防止に関する啓発、虐待を発見した市民に対する市等への通報義務等必要な事項の周知を図っていきます。

また、相談支援事業所等やサービス提供事業所等の関係機関との連携により、障がいのある人や児童に対する虐待の防止をはじめ、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発防止等に向けたシステムの構築に努めていきます。

## 4 居宅生活を促進するための支援の充実

### 4-1 生活の場の確保

障がいのある人が施設や病院から地域生活へ移行するためには、まず、生活の拠点となる住まいの確保が最も大切となります。そのなかで、グループホームは、障がいのある人が、仲間とともに地域のなかで必要な支援を受けながら暮らす生活の場として、今後、整備の必要性が求められています。

アンケートやヒアリング調査からは、地域生活の場としてのニーズが高く、グループホームに対する要望が多くみられました。地域での自立を支援する点からも、施設入所者や長期入院者の地域生活への移行を促進するためにも、地域への理解促進を図り、サービス提供事業者・障がい者団体等と連携・協働し、計画的な整備について検討していきます。

また、障がいのある人にとって住みよい居住環境となるよう、日常生活用具給付等事業等により住みよい環境の整備を支援していきます。

### 4-2 居宅サービスの充実

障がいのある人が地域で生活していくには、居宅生活を支援するサービスが重要なものとなります。特に、精神障がいのある人の利用が大きく伸びている現状を踏まえ、多様なサービス提供事業所の参入を働きかけていきます。

また、難病患者等が障害福祉サービスの対象であることを踏まえ、適切なサービスを選択し、決定できる支援体制の充実を図り、必要なサービス利用の促進に努める必要があります。

そのため、障がい種別にかかわらず居宅サービスを利用できるよう、岐阜県、近隣市町等と連携し、ヘルパーの技能向上の支援を行っていきます。

### 4-3 地域ケア体制の構築

支援や医療的なケアが必要な重度・重複障がいのある人の生活の場や、介助者の病気等による緊急時の受け入れ施設を含めた施設の整備の充実を図るなど、本市としての支援体制のあり方について、地域自立支援協議会等で検討を行っていきます。

## 5 相談支援体制の充実

### 5-1 相談支援体制の充実

サービスに関する相談をはじめ、日常的な不安や悩みを解消するための相談支援を適切に実施し、相談支援事業の充実を図っていきます。また、地域自立支援協議会において、身近な場所での一次的な相談から専門相談まで重層的な相談支援体制等の整備に関して、関係機関と連携し、本市の実情に応じた相談支援のネットワークづくりに努めていきます。

海津総合福祉会館「ひまわり」内の発達支援センター「くるみ」において、発達相談、発達支援及び発達障がいについての普及・啓発等を行っています。今後も、発達障がいをはじめ、支援を必要とする障がいのある人とご家族への継続した、相談支援・発達支援・啓発活動と研修等を関係機関と連携しながら行っていきます。

## 6 就労支援の充実

### 6-1 支援体制の充実

障がいのある人一人ひとりの適正や能力に応じた就労支援が行えるよう、特別支援学校やサービス提供事業所、公共職業安定所、西濃障がい者就業・生活支援センター等の関係機関・団体との連携体制を強化し、支援体制の充実を図るとともに、一般就労への訓練の場として「就労移行支援」「就労継続支援A型」等の各障害福祉サービスの提供体制の整備を図っていきます。

この体制づくりとして、地域自立支援協議会の中に就労部会を設置し、一層の就労支援を行っていきます。

## 6-2 就労の場の確保

商工会等へ障がい者雇用に関する啓発や働きかけを行い、障がいのある人の一般就労の場の拡大を図っていきます。

一方、一般就労が困難な障がいのある人の福祉的就労の場として、「就労継続支援B型」等の提供体制の整備を図っていきます。

## 6-3 工賃アップに向けた取り組みの促進

就労継続支援事業所等の福祉的就労の場で働く障がいのある人に、工賃アップをめざす取り組みを支援します。就労の機会の拡大に向けて、公的機関からの官公需の拡大を検討します。また、企業等の発注の機会増大のため、商工会等と連携するとともに、福祉的就労の場で働く障がいのある人の能力向上を図っていきます。

また、平成 25 年 4 月 1 日から「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（障害者優先調達法）」が施行されたことを受け、本市における独自の調達方針・目標を定め、障がい者就労施設等からの物品等を優先的・積極的に購入することにより、障がい者の経済的な自立を促進していきます。

## 第6章 計画の推進体制



# 1 計画の推進体制



## 1-1 計画の推進体制

本計画の推進において、効果的・総合的な施策の推進を図るため、就労支援や地域生活への移行支援等の福祉分野だけでなく、教育、保健・医療、雇用等の多様な分野との連携を強化します。

また、障害福祉サービス量の確保にあたり、近隣市町も含めたサービス提供事業者等の関係機関と連携し、体制の整備や情報の共有を図り、計画を推進します。

さらには、障害福祉サービスの提供及び就労支援にあたっては、海津市内だけでなく岐阜県及び周辺自治体を含めた広域的な調整とネットワーク化が必要となるため、西濃圏域障がい者自立支援協議会等を活用し、連携を図りながら、計画を推進していきます。

## 1-2 計画の周知・情報提供

本計画の推進にあたり、障がいのある人に対して計画の周知や情報提供に努めます。また、障がいのある人の地域移行を促進するため、サービスの基盤整備や地域住民・企業に対する協力、理解の促進に向けた啓発活動に取り組みます。

## 2 計画の進捗管理

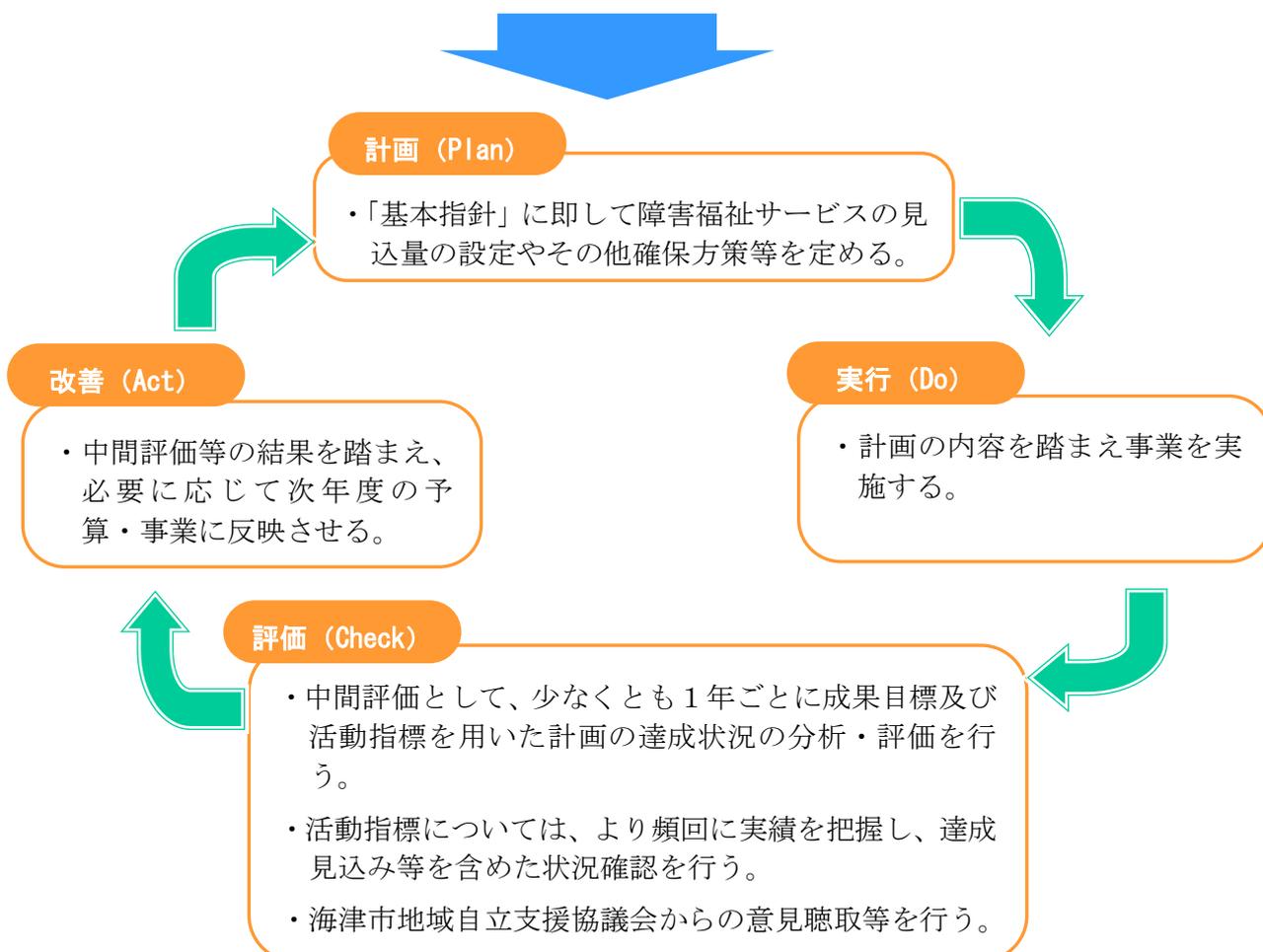
障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCA サイクル）とされています。

そのため、本市においては成果指標や活動指標について定期的に調査分析を行い、海津市地域自立支援協議会において障害福祉計画の中間評価を実施していきます。

計画（Plan）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行（Do）	計画に基づき活動を実行する
評価（Check）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
改善（Act）	考察に基づき、計画の目標、活動等を見直しする

### 基本指針

障害福祉計画策定に当たっての基本的考え方及び達成すべき目標、サービス提供体制に関する見込量の見込み方の提示



**參考資料**



# 1 関係機関等へのヒアリング調査の実施

計画策定の基礎資料とするため、当事者団体・事業所・関係団体・サービス利用者等に対して、障がいのある人の現状や課題についてアンケート調査を配付し、意見募集を行いました。また、海津特別支援学校、自閉症協会、相談支援事業所、就労継続支援事業所に対してはヒアリング調査を実施しました。

## 1-1 アンケート・ヒアリング調査のまとめ

当事者団体・事業所等の各関係団体の意見は以下のとおりです。

団体名等	岐阜県立海津特別支援学校
<ul style="list-style-type: none"><li>・特別支援学校を広く市民の方々に知っていただきたいと思います。</li><li>・就業体験など、実習に協力していただける企業・事業所の開拓及び就労先としての地元の企業・事業所の開拓を希望します。</li><li>・ショートステイ及び入所型のサービス提供施設の設置を希望します。</li><li>・(地域毎に)グループホームが設置できると良いと思います。</li><li>・障がい児の早期療育、地域療育センターの充実、発達支援センター「くるみ」の機能充実を希望します。</li><li>・早期から成人～老人までのライフサイクルに応じた相談支援体制の整備・推進ができると良いと思います。</li><li>・在学中及び卒業後の生活の安定を保障するための相談支援事業がより身近で活用しやすい状況で実施できるとよいと思います。</li><li>・相談をより充実したものにするため、学校との連携協働を図れることが望ましいことです。そのためには、意見交換サービス調整を行う場、コミュニケーションの場が設けられるとよいと思います。</li><li>・ショートステイをはじめとする入所型のサービス事業が不足しています。</li><li>・就労系・介護系及び相談支援ができる多機能事業所が不足しています。</li><li>・在学中の就労支援を促進するために、地域企業と行政及び学校からなる就労促進のための連携共同体があるとよいと思います。(現行の自立支援協議会の下部組織として就労・雇用のワーキンググループの設置・運用など)→1年次の職場体験(リサーチ活動の充実)、2-3年次の就業体験(マッチングと雇用)に生かされ、地域での支援体制の確立につながると思います。</li><li>・協力企業が絶対的に不足しています。</li><li>・就労の問題をとっても、まず行政が障がいのある人の雇用に取り組んでいる姿を地域の企業に広めていただきたいと思います。</li><li>・こうした福祉計画の策定を通して、行政がイニシアチブをとって関係機関と連携を図り、きめ細かく進めていただきたいと思います。</li></ul>	

団体名等	岐阜県自閉症協会
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自閉症児・者の中には、知的障がいと併せ持つ人が多くいるため、知的障がいの枠の中に入れられ、知的障がいの側面からのみの、教育や福祉の支援が中心となってきています。自閉症の特性と知的障がいの特性は異なるので支援内容はそれぞれ対象となる個人を理解した上での支援が重要です。</li> <li>・自閉症の知識と支援の経験を持った人の配置を要望します。そのための人材養成にぜひ当協会の研修会に参加をして下さい。</li> <li>・自閉症・発達障がい理解できる人材養成と人の配置を考えて下さい。例えば、福祉課の方々・相談員・教員・保育士・保健所・医師会等との連携をとっていただきたいです。自閉症の成人については特に連携をとっていただき、生活支援をしていただきたいです。</li> <li>・通所施設やグループホームについてどうするか、展望を示していただきたいです。</li> <li>・自閉症児者の安全を保障する居場所がないので、強く要望します。暴力・飛び出し・不眠の連続で家庭崩壊さえ起っています。</li> <li>・災害時の支援が必要です。知的障がいと併せ持つ自閉症児・者の多くは、突然の災害に対応できずに混乱し、奇声や自傷・他害等が強く表れ、パニック状態となり周囲に迷惑をかけます。自閉症の特性をよく理解していただき、場所の配慮(空間をパターションで仕切る)子どもから目が離せず、たえずそばにいないければならないため共同作業に参加できないことを分かっていたいただきたいです。物資の配給などの配慮もお願いいたします。また、怪我をした時も、同様のことが起こります。入院支援体制の整備をお願い致します。</li> <li>・福祉通所作業所等の充実が課題です。自閉症についての知識と支援経験のある、支援員を確保し、配置していただきたいです。</li> <li>・知的障がいと強度行動障がいを併せ持つ自閉症の特性を理解していただき、就労可能な人の場合は、特別支援学校と連携して就労を進めていただきたいです。</li> <li>・どんなに重度な知的障がい・行動障がいを併せ持った自閉症児・者でも、支援していただければ、相談にのっていただける、受け皿が欲しいです。</li> <li>・ショートステイ・ロングステイの居場所の確保を望みます。</li> <li>・行政をはじめとして、自閉症児者によりそえる人の養成と配置を希望します。</li> <li>・医療・教育等の関係者との連携した研修が必要です。また、市民への周知を希望します。</li> </ul>	

団体名等	西濃障がい者就業・生活支援センター等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達に障がいのある方の就職先がなかなか開拓できません。障がい特性は理解できていても、実際、どんな職種が合うのかマッチングが難しいです。</li> <li>・社会に適応できず、在宅で過ごされておられる方の支援に行き詰まりを感じています。</li> <li>・主に障がい者世帯に感じることで、支援ワーカーの立場として、将来性を見通した上での助言アドバイスを繰り返していますが、当事者やその家族に困り感を、あまり感じておられないため支援が空回りしていることがあります。</li> <li>・雇用管理に関して、管理職は障がい者雇用に関して現場に丸投げしている企業が比較的多いです。現場は会社の戦力として働いてもらうための方法や手段を考えたり、真剣に受入に関して悩んだりしていますが、管理職はフォローもしません。現場職員がつぶれてしまうため、メンタル面でのケアをしています。</li> <li>・本人＝家族＝支援者＝事業者＝関係機関等同じ方向を向いていないと上手くサポートできず結果を残せません。</li> <li>・途切れない支援を目指していく反面、当事者や家族は支援機関に依存的になりがちになることを危惧します。当事者や家族が主体的に行動したり、判断したりしていくように仕向けていかないといけないと思います。</li> <li>・中学(特別支援学級)卒業後の進路として、一般高校ではレベルが高くてついていけず、かといって特別支援学校でもない生徒の受け皿がありません。</li> <li>・金銭面で収支バランスが悪く計画的にお金を使うことができない方への支援が課題です。</li> <li>・障がい特性なのか、性格なのか、見極めが難しい人への支援がほしいです。</li> <li>・精神障がいの方への受入企業がありません。平成30年、精神障がい者雇用義務化に向けて今から事業主には啓発しています。</li> <li>・発達障がいについて事業所の知識がありません。利用者と事業者の共通理解がありません。</li> <li>・計画相談だけでは経営が難しいです。</li> <li>・以前はケアマネジメントができていましたが、今は計画を作って事業所に提出する事務屋になっています。</li> <li>・計画相談は受給者証の発行のためだけの計画となっており、必要性がわかりません。</li> <li>・相談員が少ない事業所が多く、事業量が多く負担です。質を考えると数をたくさん受けることができません。</li> <li>・ハローワークや海津特別支援学校経由で相談者は年間5件位あるが、実際、手帳取得者の実態が不明な点があります。</li> <li>・地域的に保守的なのか家族が抱え込んでいることも推測されます。</li> <li>・家にこもりがちでどこにもつながっていない障がい者がいます。</li> <li>・医療的ケアが必要な人が通所しようとしても、送迎に看護師が乗らねばならず、2名の人員が必要になるため、受け入れられる事業所がなく、結局在宅でのサービスのみとなっている人がいます。事業所の確保と送迎も必要です。</li> <li>・高度障がい特別な支援が必要な方の日中活動の場所は、西濃圏域でも少ないです。医療的ケアのある短期入所がなく、岐阜圏域まで行かなければなりません。</li> <li>・グループホームが足りません。</li> <li>・入浴サービスができる生活介護の事業所が必要です。</li> <li>・オンデマンドバスが欲しいです。</li> <li>・発達障がいに対する理解のあるボランティアを増やすことが課題です。</li> <li>・施設には、様々な障がいを持った子どもが集まっており、職員は十分な対応ができていません。そのため、発達障がいの子どものために受け入れてくれる場所があるとよいと思います。</li> <li>・海津市医師会病院は地元の障がいのある方を積極的に雇用しています。今後も計画していることは非常に素晴らしいと思います。このように市が経営している事業所に積極的に障がい者雇用を促進してほしいです。例えば、水晶の湯、道の駅、海津温泉、市役所等です。</li> </ul>	

## 事業所区分

## 就労継続支援事業所等

- ・収益につながる安定した作業の開拓が今後の課題です。他の作業の開拓に力を入れていきたいと思っています。
- ・登録者数に比べて1日の利用者数が少ないため毎月の収入が思うように伸びません。
- ・物価高騰しているにもかかわらず売上げがなかなか上がらないため、収益が安定しません。
- ・利用者の伸び悩みがあります。ホームページ作成やチラシ配り、知り合いを訪ねたりと地道な活動を必要とされます。三重県では、社協さんや支援センターが中心となり利用者の紹介がなされているようです。
- ・B型について、法改正により、以前は支援学校卒業に経過措置で直接B型に入れましたが、現在は就労移行してからでないとB型に入ることができません。
- ・就労B型で休む方が多いことが課題です。
- ・今後、法定雇用率の算定の基礎に精神障がい者の義務化が予定されていることから、より精神障がい者が働く訓練をする場所は必要になると思われます。したがって、一般雇用の前段階としての就労移行支援や就労継続支援B型の果たす役割は大きくなると考えられますので、今後サービス利用を希望する人数は増えていくと思います。
- ・国の施策として、農業と福祉のマッチングに力が入っており、CUE サポート(農業、福祉、自己啓発)を今後も強化していきたいです。いわゆるうつ病の治療者へも積極的に関与し、早期社会復帰のために支援したいです。
- ・平成 27 年度中に就労移行事業サービス立ち上げ検討中です。
- ・優先調達法を基盤として、収益につながるような役務の提供等の提案をして頂けると助かります。優先調達法を利用して、購入したいもの(事務用品等)や注文したい業務(名刺印刷業務、清掃業務、パソコンによるデータ入力業務等)ありましたら、方法を検討していただけるものがあれば積極的に受けていきたいと考えております。また、利用者の方が使用することのできる助成金等の情報がありましたら教えて頂けると助かります。
- ・ご家族だけで障がいのある方の苦しみを抱えこんでいらっしゃる方もまだたくさんおみえになると思いますので、民生委員や市の職員の方々を通じて、相談・就労支援の施設があることを伝えただけるとありがたいです。
- ・利用者増加につながる具体的な支援がほしいです。
- ・発達障がいに関する研修等(成人者)を行ってほしいです。
- ・パソコンを使えない又は使ったことがなく、一般就労の求人票にある、ワード、エクセルの単語に尻込みしている人が多いように思います。当事業所では、パソコンを使った作業があり、パソコンに触ったことがなかった人たちでも慣れれば問題なく簡単な入力作業はできるようになりました。パソコンを教える・支援する環境は整っていますが、他に何かパソコンを使った作業ができないか、考え中です。役務の提供として、何かパソコンを使った作業の提案があればお願い致します。責任ある仕事としてパソコンスキルを身につけていくことが利用者の方々の一般就労に向けての自信になり、近道に繋がると思います。
- ・障がいのある人の就労を考えていらっしゃる企業様と障がいのある人を引き合わせる合同説明会や合同面接会があると良いと思います。
- ・中小企業や地方経済が大きく好転し、求人倍率も増加するならまだしも実際は真逆である状態が続いていると思われます。現実的には、障がい者の方の就労は相当厳しいものがあると感じます。
- ・民間頼みにも限界があると思われます。行政も知恵を出し、現在所有する有形無形の資産を有効的に活用してみたいと思います。当然これまでに案として浮上していたと思いますが、民間企業もしくは、民間企業で働いた経験者を織り交ぜた海津市独自の方策を考え、実行してみるものが、一つの転機にならないでしょうか。
- ・市の所有施設の活用として、例えば、水晶の湯や道の駅、図書館等での軽作業に従事(市が障がい者を雇用する「株式会社」を立ち上げ、施設の一部業務受託を負う)してはどうでしょうか。
- ・市内遊休地(農地含む)の活用として、工業団地を農業ハウス化し、特産品の開発生産に従事することを提案します。(高齢者と障がい者が中心となり運営)
- ・海津特別支援学校へ非常勤講師として登録し、担任教諭の補佐役としての役目を請け負う等、現実性の薄い案ではありますが、既存の企業への就職となればハードルは結構高いように思います。まだキャリアが浅く、福祉の現状は明るくありませんが、行政サイドとしてはどのように見ておられるのでしょうか。

- ・ソーシャルスキルの取得として、障がい者に限ったことではありませんが、就労にあたり課題であると思います。(特に挨拶、ここは結構ポイントであると同時に、習得方法によってはすごく改善します)
- ・他の施設や関係機関、民間の企業等との連携をより深く確かなものになるよう支援お願い致します。
- ・私は民間企業での勤務・経営が長く、スピード感の重視や責任の所在は明確であらねばと思っています。行政サイドの皆様も福祉のプロとして経営感覚を、より一層磨かれて頂ければと思います。
- ・入所施設・ショートステイがありません。
- ・市役所で事業所のPRをしてほしいです。
- ・工賃を上げることが課題です。
- ・グループホームの運営や新しく立てる必要性があります。しかし地域理解が得られず難しいです。
- ・情報や繋がりがほしいです。障がいを持った子どもを地域で助け合うことが大切です。学校卒業の時だけでなく、もっと前からその子のことを知ってほしいと思います。
- ・障がい者が働くお店を作り、障がい者も一般の方も幸せになれる新しい何かをしていきたいです。市役所には側面的な支援をお願いしたいと思います。

事業所区分	グループホーム
<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在はグループホームとして経営していますが、ずっと赤字で運営しています。スタッフ配置の割には、福祉サービス報酬が低く設定してあり今後の運営にかなり問題があります。</li> <li>・現在、入所している利用者が社会復帰ができず、高齢化し、ますます退所できなくなるのではと思っています。</li> <li>・福祉サービス報酬が高くなるような働きかけを国に行ってほしいです。</li> <li>・退所者が地域で生活する場を提供してもらいたいです。</li> <li>・障がい者の就労先が見つからず困っています。</li> <li>・各企業へ障がい者雇用を拡大する対策を推進してもらいたいと思います。</li> </ul>	

## 利用者、関係者等の主な自由意見

- ・岐阜県(海津市)には、障がい者施設がなさすぎなので困ります。不安しかありません。だからいつも県をまたいで相談させてもらったりしています。なかなか働くことが難しい子どもの行き場がなく、将来がとても不安で仕方ありません。
- ・市内にグループホームを是非整備してほしいと思います。一人ひとりの利用者に適した施設(規律・環境・職場までの距離・他の利用者の方など)を目指すためにはかなりの柔軟性が求められると思います。希望条件の近い利用者の保護者などが協力して設立し、利用者に合うように改善しながら運営できていったらいいなと考えます。そのためには、国・県・市、また専門の方々のご指導が必要ですので、そのような方向で進めていただけたらなと思っています。
- ・精神障がい者は、ぱっと見が障がい者とわからないため、まわりの人に理解されないことが多く困っています。
- ・親が年をとり、子どもが一人になってしまうことも考えています。海津市にもっとグループホームや短期入所があると子どもも親も安心できるので是非お願いしたいです。
- ・保護者(親)が健在で働けるうちは生活介護施設への通所が可能ですが、将来高齢で在宅介護ができなくなったり病気等で介護できなくなった場合、グループホームや施設へ入所できないと共倒れになってしまいます。障がいの程度が重度の場合、グループホームでは介助者の負担が大きく、重度障がい者でも入れるホームや入所施設はぜひ必要と考えます。
- ・障がい者の若者が将来について語り合える場所が欲しいです。
- ・海津市にグループホームができるとよいと思いますが、子どもの障がいの重さ、または相性、ストレスにならないようなのができるとよいと思います。短期入所は今すぐにも利用したいです。
- ・障がい者でもできるスポーツや習い事の講座を開いてほしいです。
- ・障がい者グループホームが海津市には1か所しかないので早く作って欲しいです。短期入所とか入所施設が海津から遠方しかないので海津にできたらうれしいです。面会の回数も増やせると思います。
- ・居住系サービスと日中活動系サービスを1か所で利用できる施設があり、かつ重度の障がいがあっても受け入れていただけたところがあればとてもありがたいと思っています。親が年をとって安心して託せる施設で慣れるまでに時間がかかると思うので、少しずつ慣れていけるように時間をかけて取り組んでいけたらと思います。
- ・障がいのサービスの仕組みが難しくわからないので、利用できません。
- ・親亡き後、将来どうなるのか不安です。
- ・グループホームが理想ですが、自閉症なので人間関係が難しく、また、自宅以外での生活は本人が強く拒みますので今は現状のままでいくしかないと思っています。ですが、将来、親が面倒を見られなくなったときなどに、相談にのっていただければありがたいです。
- ・地震や水害、台風などが起きた場合、避難することも難しいので、日頃からどうすれば良いか不安な毎日です。
- ・現在、グループホームや地域でと言われていますが、最重度の障がい者には入所施設が絶対必要です。保護者は必ず年を取りますので計画を立て、障がい者を支援(24時間)してくれる場所はなくさないでほしいです。
- ・将来、医療行為が必要になった場合も利用可能な施設、親亡き後も終身まで利用できる施設を希望したいです。
- ・福祉サービス事業所に在籍しておらず、一般就労している方の親亡き後の生活を支える資源が必要です。
- ・海津市内を走るコミュニティバスについて、障がいのある人たちにとっては利用しづらいところがあります。
- ・親亡き後、交通手段がなく困ることも予測されます。神戸町のように町内であればどこでも200円で利用できるタクシーのような交通手段が海津市にもあればと思います。

### 利用者、関係者等の主な自由意見

- ・知的障がいの方と違い、自閉症の方は扱いがとても難しく、同じ障がい者だからと一緒に接しても知的障がいの方とは反応が違います。自閉症への理解が難しいです。
- ・自閉症に対して理解が深くない先生も多くいるので、学校や施設の方には自閉症により深い理解を求めます。
- ・医療や福祉の連携については、現在は、保育士さんや学校の先生、「くるみ」の方が保育園や学校を回って下さるので、少しは連携が取れてきたかもしれません。
- ・通所施設やグループホームが身近な所にあればいいと思います。
- ・居場所の確保として、一日代わりに誰かに見てもらえる場所が欲しいです。
- ・災害時に奇声を上げても驚かない障がいのある子達で集まれる場所があればいいと思います。
- ・理解して自閉症を持つ親御さんを支えるという事が必要です。
- ・福祉避難所に行けた場合でも、障がいを持った子に付きっきりになってしまうので炊き出しにも参加できず、配給に並ぶのも難しいです。避難者名簿的なものを誰かがもらいに行ってくれれば助かります。その際に私たちの事を証明できるカードがあればいいと思います。



## 第4期海津市障害福祉計画

発行年月:平成27年3月

発行:岐阜県 海津市

編集:海津市 健康福祉部 社会福祉課

〒503-0695 岐阜県海津市海津町高須 515

TEL 0584-53-1111 FAX 0584-53-2170